

国民健康保険（国保）への届け出は済みましたか？

就職・退職した人などの変更手続き　保険給付の申請



就職して社会保険に加入した人や、退職して社会保険をやめた人などは、国保への届け出（変更手続き）が必要です。

自動的に変更されることはありませんので、必ず手続きを行ってください。

また国保に加入している人には、さまざまな保険給付があります。

該当する場合は忘れずに申請しましょう。

変更手続きが必要な人（別表1）

今まで国保に加入していた場合は、国保から脱退する手続きを行います。国保と社会保険の

両方の保険証を持って、手続きを行ってください。

社会保険をやめた人

国保に加入する手続きを行います。社会保険の資格喪失日が分かるもの（健康保険資格喪失証明書）を持って、手続きを行ってください。

そのほか

国保に加入している人でも、子どもが生まれたときや、転入するときなどは届け出が必要です。忘れずに手続きを行ってください。

国保に加入している場合の保険給付（別表2）

問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎ 62-5331

【別表1】届け出は14日以内に「国保の変更手続き」

区分	内 容	必要なもの
国保に加入するとき	会社の保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	転入してきたとき	転入手続きをのときに申し出をしてください
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きをのときに申し出をしてください。
	会社の保険に加入したとき	会社の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください。
その他	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
	修学のため、ほかの市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書

【別表2】申請忘れないですか「国保の主な保険給付」

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合	診療月の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	該当年度7月31日の翌日から起算して2年間
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間
妊産婦付加金	妊産婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産した翌月までに保険診療を受けた場合	診療を受けた日の翌日から起算して2年間
葬祭費	国民健康保険に入っていた人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知を送付しています。葬祭費は死亡届け出時に案内します。